

別紙1 (第1号様式関係)

高知県児童福祉施設等研修事業費補助金所要額調書

(単位：円)

区 分	総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引き額 (B-C) D	補助基準額 E	補助金所要額 (D及びEを 比較して少な い方の額) F	備 考
児 童 福 祉 施 設 等 研 修 事 業							

(注) 1 E欄は、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱別表第1に定める補助基準額を記入してください。

2 F欄は、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨ててください。

別紙2（第1号様式関係）

事業実施計画書

(1) 研修の名称	
(2) 研修の具体的内容	
(3) 研修の目的	
(4) 対象者の範囲及び参加 予定人数	
(5) 研修実施時期及び期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () (日間)
(6) その他参考事項等	

別紙3 (第1号様式関係)

経費の内訳及び算出基礎調書

(単位：円)

区分 内訳	支出予定額	左の内訳		支出予定額積算基礎
		補助対象経費	補助対象外経費	
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び 賃借料				
その他				
合計				

参考（任意の様式で可）

令和 年度 歳入歳出予算（見込み）書（抄本）

1 歳 入 (単位：円)

科 目	予算（見込み）額	備 考

2 歳 出 (単位：円)

科 目	予算（見込み）額	備 考

上記歳入歳出予算（見込み）書抄本は原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

（所在地）
（名称）
（代表者氏名）

高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設の入所児童並びに里親委託児童への処遇の充実及び福祉の向上を図るため、当該施設の職員及び里親（以下「施設職員等」という。）を対象として、高知県児童養護施設協議会又は高知県里親連合会（以下「補助事業者」という。）が行う専門性の向上のための研修事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助基準額、補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助基準額、補助率及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。

- (2) 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額であって、事業内容を変更しても、当初の申請内容と同等の機能を果たすと認められるものは、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行に必要があると知事が認めて指示した事項。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金の交付の申請又は前条第2号の補助事業の内容の変更若しくは同条第3号の補助事業の中止若しくは廃止に係る申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30

日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第9号、第7条、第8条第3項並びに第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 補助事業者	2 補助基準額	3 補助率	4 補助対象経費
高知県児童養護施設協議会	上限額は、40万円とする。	定額。ただし、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。	施設職員等の専門性の向上に要する次に掲げる経費とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費（講師謝金） ・ 旅費（日当を除く。） ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費及び光熱水費等（食糧費を除く。）） ・ 役務費（通信運搬費及び広告費に関する費用等） ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料（会場使用料、バス借上げ料及び家屋等借上げ料等）
高知県里親連合会	上限額は、10万円とする。		

別表第2（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住 所

名 称

代表者名

生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱第4条1項の規定により、令和 年度高知県児童福祉施設等研修事業費補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 助成を必要とする理由

3 補助金交付申請額 金 円

4 関係書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業実施計画書（別紙2）
- (3) 経費の内訳及び算出基礎調書（別紙3）
- (4) 歳入歳出予算（見込み）書の抄本
- (5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (6) (1)から(5)までに掲げる書類のほか、参考となる書類

別紙1 (第1号様式関係)

高知県児童福祉施設等研修事業費補助金所要額調書

(単位：円)

区 分	総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引き額 (B-C) D	補助基準額 E	補助金所要額 (D及びEを 比較して少な い方の額) F	備 考
児 童 福 祉 施 設 等 研 修 事 業							

(注) 1 E欄は、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱別表第1に定める補助基準額を記入してください。

2 F欄は、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨ててください。

別紙2（第1号様式関係）

事業実施計画書

(1) 研修の名称	
(2) 研修の具体的内容	
(3) 研修の目的	
(4) 対象者の範囲及び参加 予定人数	
(5) 研修実施時期及び期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () (日間)
(6) その他参考事項等	

別紙3 (第1号様式関係)

経費の内訳及び算出基礎調書

(単位：円)

区分 内訳	支出予定額	左の内訳		支出予定額積算基礎
		補助対象経費	補助対象外経費	
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び 賃借料				
その他				
合計				

参考（任意の様式で可）

令和 年度 歳入歳出予算（見込み）書（抄本）

1 歳 入 (単位：円)

科 目	予算（見込み）額	備 考

2 歳 出 (単位：円)

科 目	予算（見込み）額	備 考

上記歳入歳出予算（見込み）書抄本は原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

（所在地）
（名称）
（代表者氏名）

第2号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所
名 称
代表者名

事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました令和 年度高知県児童福祉施設等研修事業費補助金に係る補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- (1) 補助金変更所要額調書（別紙4）
- (2) 事業実施計画変更書（別紙5）
- (3) 事業内容変更及び算出基礎調書（別紙6）
- (4) 当該補助金に係る収支予算（見込み）書の抄本
- (5) (1)から(4)までに掲げる書類のほか、参考となる書類

別紙4 (第2号様式関係)

高知県児童福祉施設等研修事業費補助金変更所要額調書

(単位：円)

区 分	総事業費 A	対象経費の 支出予定額 B	寄附金その 他の収入額 C	差引き額 (B-C) D	補助基準額 E	補助金所要額 (D及びEを 比較して少な い方の額) F	既交付 決定済額 G	差引き追加 (減少) 額 H
児 童 福 祉 施 設 等 研 修 事 業								

- (注) 1 変更した金額の上段に括弧書きで変更前の金額を記入してください。
- 2 E欄は、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱別表第1に定める補助基準額を記入してください。
- 3 F欄は、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨ててください。

事業実施計画変更書

(1) 研修の名称	
(2) 研修の具体的内容	
(3) 研修の目的	
(4) 対象者の範囲及び参加 予定人数	
(5) 研修実施時期及び期間	令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 () (日間)
(6) その他参考事項等	

(注) 変更後の内容を記入してください。

別紙6 (第2号様式関係)

事業内容変更及び算出基礎調書

(単位：円)

区分 内 訳	支出予定額	左の内訳		支出予定額積算基礎
		補助対象経費	補助対象外経費	
報 償 費				
旅 費				
需 用 費				
役 務 費				
委 託 料				
使用料及び 賃借料				
そ の 他				
合 計				

(注) 変更した金額の上段に括弧書きで変更前の金額を記入してください。

参考（任意の様式で可）

令和 年度 歳入歳出予算（見込み）書（抄本）

1 歳 入 (単位：円)

科 目	予算（見込み）額	備 考

2 歳 出 (単位：円)

科 目	予算（見込み）額	備 考

上記歳入歳出予算（見込み）書抄本は原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

（所在地）
（名称）
（代表者氏名）

第3号様式（第5条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住 所
名 称
代表者名

事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました令和 年度高知県児童福祉施設等研修事業費補助金に係る補助事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱第5条第3号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住 所
名 称
代表者名

事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定通知がありました令和 年度高知県児童福祉施設等研修事業費補助金に係る事業を完了しましたので、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱第8条1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額 金 円

2 関係書類

- (1) 補助金精算書（別紙7）
- (2) 事業実施報告書（別紙8）
- (3) 経費の内訳及び算出基礎調書（別紙9）
- (4) 歳入歳出決算（見込み）書の抄本
- (5) (1)から(4)までに掲げる書類のほか、参考となる書類（研修資料、参加者名簿等）

振込先金融機関
口座種別
口座番号
口座名義人

別紙7 (第4号様式関係)

高知県児童福祉施設等研修事業費補助金精算書

(単位：円)

区 分	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄附金その他 の収入額 C	差引き額 (B-C) D	補助基準額 E	補助金所要額 (D及びEを 比較して少な い方の額) F	備 考
児 童 福 祉 施 設 等 研 修 事 業							

(注) 1 E欄は、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱別表第1に定める補助基準額を記入してください。

2 F欄は、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨ててください。

事業実施報告書

(1) 研修の名称	
(2) 研修の具体的内容	
(3) 研修実施による効果	
(4) 対象者の範囲及び参加人数	
(5) 研修実施時期及び期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () (日間)
(6) その他参考事項等	

別紙9（第4号様式関係）

経費の内訳及び算出基礎調書

（単位：円）

区分 内 訳	支出済額	左の内訳		支出済額積算基礎
		補助対象経費	補助対象外経費	
報 償 費				
旅 費				
需 用 費				
役 務 費				
委 託 料				
使用料及び 賃借料				
そ の 他				
合 計				

参考（任意の様式で可）

令和 年度 歳入歳出決算（見込み）書（抄本）

1 歳 入 (単位：円)

科 目	決算（見込み）額	備 考

2 歳 出 (単位：円)

科 目	決算（見込み）額	備 考

上記歳入歳出決算（見込み）書抄本は原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

（所在地）
（名称）
（代表者氏名）

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住 所
名 称
代表者名

消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定通知がありました令和 年度高知県児童福祉施設等研修事業費補助金について、高知県児童福祉施設等研修事業費補助金交付要綱第8条3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業

2 内 容

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b)-(a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。